

院内掲示

平成18年3月6日付厚生労働省告示第107号に基づく「厚生労働大臣が定める掲示事項」は、下記のとおりです。
当院は厚生労働大臣が定める基準による看護を行っている保険医療機関です。

[入院基本料に関する事項]

1. 精神病棟入院基本料15対1(282床)

当病棟(5F(54床)、6F(54床)、南2F(55床)、北2F(60床)、北3F(59床))では、1日に12人以上の看護職員(看護師及び准看護師)と看護補助者が勤務しています。

尚、時間帯毎の配置は次の通りです。

- ・ 09:00～17:00まで 看護職員1人が担当する人数は10人以内です。
- ・ 17:00～01:00まで 看護職員1人が担当する人数は30人以内です。
- ・ 01:00～09:00まで 看護職員1人が担当する人数は30人以内です。

朝7時30分～朝9時及び夕方5時～夕方7時までの時間帯は、身支度や食事等身の回りのお世話をさせていただく看護要員(看護師、准看護師、看護補助者)3人が勤務しています。

2. 精神療養病棟入院料(102床)

当病棟(西1F(52床)、西2F(50床))では、1日に11人以上の看護職員(看護師及び准看護師)と看護補助者が勤務しています。

尚、時間帯毎の配置は次の通りです。

- ・ 09:00～17:00まで 看護職員1人が担当する人数は10人以内、
看護補助者の受持数は10人以内です。
- ・ 17:00～01:00まで 看護職員1人が担当する人数は26人以内です。
- ・ 01:00～09:00まで 看護職員1人が担当する人数は26人以内です。

朝7時30分～朝9時及び夕方5時～夕方7時までの時間帯は、身支度や食事等身の回りのお世話をさせていただく看護要員(看護師、准看護師、看護補助者)3人が勤務しています。

3. 精神科救急入院料1(117床)

当病棟(3F(32床)、4F(45床)、7F(40床))では、1日に14人以上の看護師が勤務しています。

尚、時間帯毎の配置は次の通りです。

- ・ 09:00～17:00まで 看護師1人が担当する人数は6人以内です。
- ・ 17:00～01:00まで 看護師1人が担当する人数は20人以内です。
- ・ 01:00～09:00まで 看護師1人が担当する人数は23人以内です。

朝7時30分～朝9時までの時間帯は、身支度や食事等身の回りのお世話をさせていただく看護師3人が勤務しています。

[その他診療に関する事項]

- ・ 当院は労災指定病院です。
- ・ 当院は心神喪失者等医療観察法による指定通院医療機関です。
- ・ 当院は岐阜県総合医療センター、各務原病院と医療連携に関する協定を結んでおります。

